

函館市新エネルギー・システム等導入補助事業～申請の手引き～

1 補助事業の目的

新エネルギー・システム等（太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池（エネファーム）・ガスエンジンコーチェネレーションシステム（コレモ））を導入する市内の個人もしくは中小企業・小規模事業者等または電気自動車等（電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHEV））を購入する市内の個人に対し、補助金を交付することにより、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する市民意識の醸成を目的とする。

2 募集期間

新エネルギー・システムを導入する場合

当該年度の4月1日（土日にあたる場合は、翌開庁日）から翌年の2月28日（土日にあたる場合は、翌開庁日）までとする。

電気自動車等を導入する場合

当該年度の4月1日（土日にあたる場合は、翌開庁日）から翌年の3月31日（土日にあたる場合は、その前の開庁日）までとする。

※ 先着順に受付し、申請額が予算に達した段階で募集を終了します。

3 補助対象者

この補助制度の対象となる方は下記のとおりとし、いずれも本市に課税された市税のうち、納期限が過ぎた市税に未納の額がないものとする。

新エネルギー・システムを導入する場合

次の(1)または(2)に該当する個人

（当該本人が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合において、当該本人と生計を同一にする家族が当該住宅に居住するときは、以下の要件に該当したものと見なす。）

- (1) 自ら居住する住宅（市内に存するものに限る。次号においても同じ。）
または敷地内（敷地内の自ら所有する構築物を含む。次号においても同じ。）に補助対象設備を設置する者

- (2) 自ら居住するための住宅の建築に併せ、当該住宅または敷地内に補助対象設備を設置する者

※ 実績報告書を提出する時点において、本人または生計を同一にする家族が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている市民であることとする。

次の(1)または(2)に該当し、表1に掲載する事業を営む中小企業・小規模事業者

（表2に示す事業や社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こすなど）を行っていないものとする。）

- (1) 中小企業・小規模事業者等で所有権を有する市内の事業所に補助対象設備を設置するもの。
- (2) 中小企業・小規模事業者等で自ら使用して事業活動を行う前号の事業所の建築に併せ、補助対象設備を設置するもの。

電気自動車等を導入する場合

次に該当する個人

自ら使用する自家用自動車（自動車検査証の使用者に個人の氏名が記載されており、かつ、使用の本拠の位置が市内にある場合に限る。）として電気自動車等を購入する者。（リースによる導入を除く。）

(表1) 補助対象となる中小企業・小規模事業者の業種分類

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主
②卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主
③サービス業 (旅館業を除く)	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主
④小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人事業主
⑤旅館業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が200人以下の会社および個人事業主
⑥社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

(表2) 補助対象とならない事業

業種分類	左記の業種等のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務、集金業、取立業、学校法人

4 補助対象設備・補助対象経費・補助金額

補助対象設備・補助対象経費・補助金額は、表3のとおり。

(表3) 補助対象設備・補助対象経費・補助金額一覧

補助対象設備	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、電力変換装置（パワーコンディショナー等）および付属機器（接続箱、直流側開閉器および交流側開閉器をいう。）ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5万円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5万円
家庭用燃料電池（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5万円
ガスエンジンコーチェネレーションシステム（コレモ）	ガスエンジン発電ユニット、リモコン、配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5万円
電気自動車（EV）	車両本体に要する経費。	10万円
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	車両本体に要する経費。	10万円

5 補助金の申請

「補助金交付申請書」に以下の必要書類を添えて、函館市経済部工業振興課に提出すること（手続代行者による提出も可能）。

なお、補助金の申請は、同一の申請者かつ同一の補助対象設備につき1回限りとする。

【必要書類】

新エネルギーシステムを導入する場合

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書または見積書の写し
- (2) 補助対象経費内訳書（第3号様式）
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 導入する場所の地図
- (5) 導入する補助対象設備のパンフレット
- (6) 導入か所が自己で所有する土地または建物であることを示す書類（新築工事の場合は不要）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 補助金の交付決定が行われるまでは、補助対象設備の設置工事の着手および建売における建物の引渡しを受けないこと。

電気自動車等を購入する場合

- (1) 経費の内訳が明記されている売買契約書または自動車注文書等の写し
- (2) 補助対象経費内訳書（第4号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 補助対象設備の写真
- (6) 申請者の世帯全員の住民票
- (7) 申請者に市税の滞納がないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ 令和4年4月1日以降に締結した売買契約書、または令和4年4月1日以降の自動車の注文書等。

※ 初度登録日または車両の購入に係る支払が完了した日のいずれか遅い日（購入完了日）の翌日から起算して90日以内または補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

（いわゆるディーラーローンなどで支払い完了までに時間を要する場合

は、初度登録日から 90 日以内に提出すること。)

- ※ (3) 補助対象経費に係る支出を確認することができる書類の写しとは、以下の書類をいう。

ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている契約書や申込書等、もしくは現金支払い等による領収書の写しや、銀行振込み等で領収書の無いものについては入出金明細、資金移動のわかる書類または銀行発行の振込み証明書の写し等のほか、頭金の入金や下取り等がある場合、当該金額がわかる書類等。

6 実績報告 ※新エネルギーシステムの場合のみ

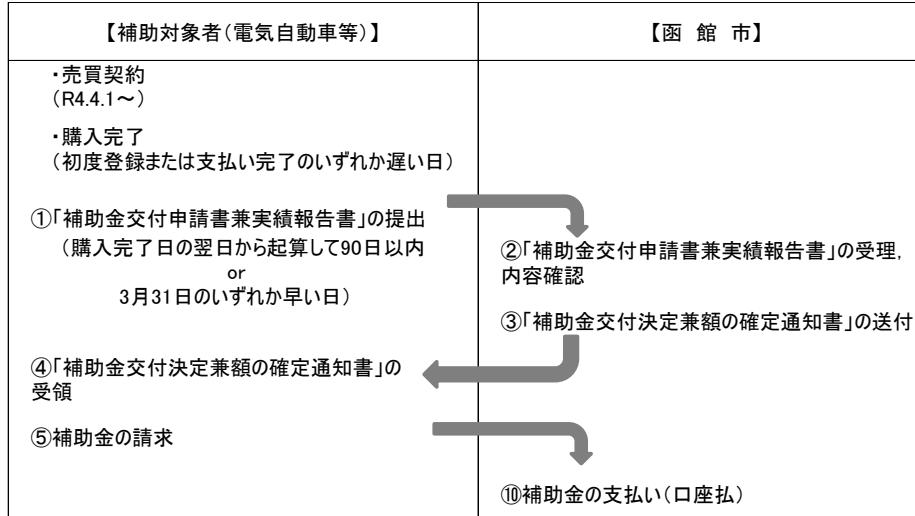
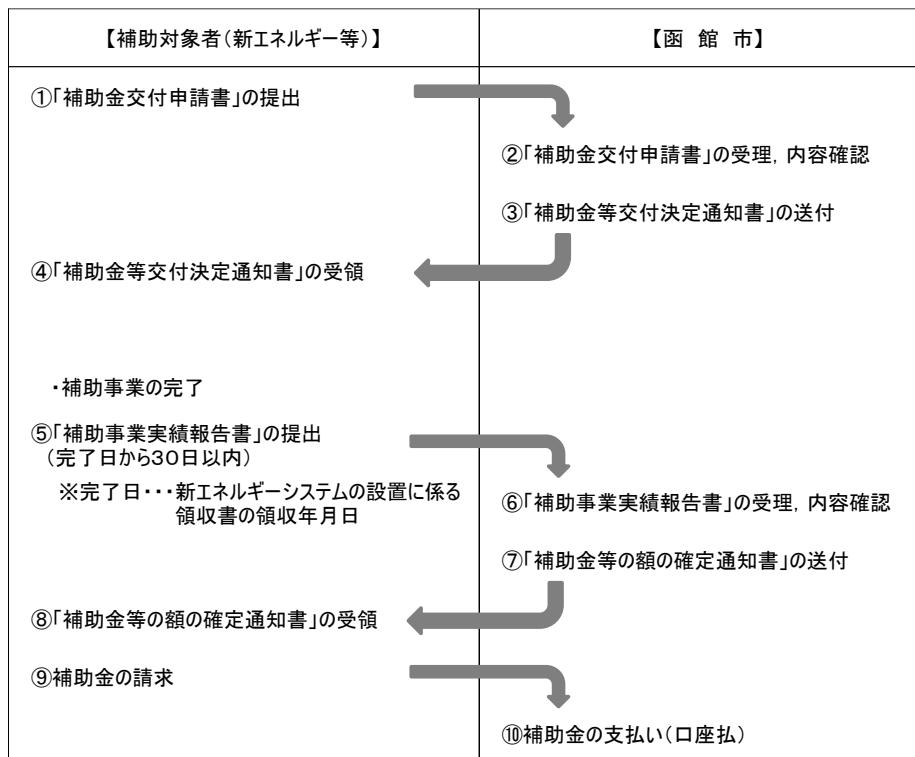
補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内に「補助事業実績報告書」と以下の必要書類を併せて提出すること。

【必要書類】

- (1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (3) 補助対象経費内訳書（第3号様式）
- (4) 補助事業者が個人の場合は世帯全員の住民票、
補助事業者が中小企業・小規模事業者等の場合は、
補助対象設備を導入した建物が自己の所有する建物であることを示す書類
- (5) 補助事業者に市税の滞納がないことの証明書
- (6) 第4条第1項第1号の太陽光発電システムにあっては、太陽電池モジュールの製造番号、出力特性を示す書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 「補助事業の完了の日（事業完了日）」は、新エネルギーシステムの設置費に係る領収書の領収年月日とする。

7 補助金申請から交付までの流れ（フロー）



○ 問い合わせ先

040-8666 函館市東雲町4番13号
 函館市経済部工業振興課（本庁舎3階）
 電話 0138-21-3350
 Mail kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp